農地利用計画の変更（農振除外）に係る手続きについて

　農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第８条の規定により、城里町農業振興地域整備計画書が作成され、農用地区域を設定し、土地利用の用途区分を定めています。

そのような中、経済事情の変動、その他情勢の推移により農用地利用計画を変更する必要が生じた場合は、農振法第１３条の規定により県知事の同意を受けなければなりません。

　農業以外の用途に供することを目的に、農振農用地を農用地から除外するためには、**次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、行うことができます。**

【除外要件】

**１．農用地区以外に代替すべき土地がないこと**

　　当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

**２．地域計画の達成に支障がないこと**

　　当該変更により、城里町が策定する地域計画の策定に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**３．変更後の農用地区域の連坦性が保たれるものであること**

　　当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**４．担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと**

　　当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

**５．農用地区域内の農業上の利用及び土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと**

　　当該変更により、農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**６.土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過した土地であること**

　　国の直轄又は補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、農用地の区画整理、農用地の造成等の施工に係るっ区域にある場合は、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

　※８年を経過した土地であっても、事業目的により除外申請を受理できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※農用地利用変更申請書については、裏面を確認してください。

農用地利用変更申請書の提出書類

一般住宅　原則５００㎡以下であること

|  |
| --- |
| □①申請書（様式第4号）□②申請地の登記事項証明書（全部事項証明）※登記簿□③公図□④1/50,000程度の図面で申請地を示したもの。□⑤住宅地図等で申請地を示したもの。（※第1種農地であれば連たん図）□⑥公図に申請地及び、隣接地の地目・面積・所有者を示したもの（付近状況図）、　　申請地の写真（申請地のどこから撮ったものかわかるように）。□⑦公図又はその拡大図に利用計画（配置図・取水・配水計画図等）を示したもの。□⑧予定建築物の設計図（平面図・立面図等）□⑨事業計画書（事業又は施設の内容、候補地の検討）□⑩申請者の住民票謄本（家族全員分）、法人は登記簿謄本及び定款□⑪土地所有者と申請者が異なる場合は、賃借契約書又は売買契約書又は同意書 |

農家住宅の場合のみ添付　原則1,000㎡以下であること。一般住宅に準ずる

|  |
| --- |
| □⑫農業を営む証明□⑬移転の場合は、その理由・従前の位置・跡地利用計画 |

資材置場・駐車場・太陽光発電施設等　一般住宅に準ずる。

|  |
| --- |
| □⑭事業経歴書（現在の事業内容・従業員数・機械車両等の保有状況・取引範囲・事業実績の推移など）□⑮土地利用現況図（現在の資材置場、駐車場の所在地、面積、所有者及び資材の種類、数量、配置図等を示した図面）□⑯土地利用計画図（資材の種類、数量、配置図等を示した図面）□⑰新規に資材置場を必要とする場合はその理由書□⑱太陽光発電施設の場合は、経済産業省の認定書及び接続検討状況がわかる書類□⑲太陽光発電施設の場合は、申請地に隣接した農地の所有者及び耕作者の同意書 |

店舗・ガソリンスタンド・工場等

|  |
| --- |
| □⑳業概要書（現在の事業内容・従業員数・資金計画等）□㉑事業計画書（今後の事業内容等）□㉒法人登記簿謄本・定款□㉓申請に係る会議議事録□㉔現在の土地利用状況（位置図、配置図）□㉕公害の発生の有無（無いという根拠と確約書）□㉖資格免許が必要な場合、その資格証明□㉗その他関係書類 |

**※正１部、副１部提出願います。**